

第 2 1 回 渋川市農業委員会総会 議事録

開会の日時 令和 5 年 1 0 月 5 日 午前 9 時 3 0 分
 閉会の日時 令和 5 年 1 0 月 5 日 午前 1 0 時 4 8 分
 開会の場所 市役所第二庁舎 2 0 1 会議室

委員

議席	氏 名	出席	欠席	備 考
1	眞 下 繁 美	○		
2	高 橋 昭 彦	○		
3	都 丸 正 隆	○		
4	齊 藤 由 香	○		
5	鳥 山 孝 子	○		
6	廣 瀬 淳		○	
7	岸 正 二		○	
8	田 中 修 之	○		
9	石 田 恵 治	○		
10	青 木 明 雄	○		
11	内 山 繁 司	○		
12	奈 良 嘉 祐	○		
13	齊 藤 美 保	○		
14	角 田 壽 一	○		
15	飯 塚 敬 子	○		
16	野 村 隆	○		
17	青 木 洋 一	○		
18	石 田 玉 枝	○		
19	山 本 彰一郎	○		

渋川市農業委員会総会会議規則第 2 0 条の規定による出席者

	齋 藤 光 男	○		農地利用最適化推進委員委員長
	岩 崎 雅 信	○		農地利用最適化推進委員副委員長
	阿 部 正 雄	○		農地利用最適化推進委員班長
	諸 田 好 真	○		農地利用最適化推進委員班長

議事録署名委員	議席 3 番	都丸	正隆	委員
	議席 4 番	齊藤	由香	委員

議事参与が制限された委員数 2 人 傍聴人数 0 人

委員以外の出席者	事務局長	福田 順夫		
	統括主幹	(農地調整係長)	吉田	徳之
	統括主幹	(農業振興係長)	池田	恵美
	主 事	奥山 早紀		

会 議 の 顛 末

開 会 <午前9時30分>

事務局

おはようございます。

開会前に、議案書の訂正をお願いします。

議案書10ページ、申請番号5の7番申請事由の欄に、一体利用面積5,240平方メートルと記載していますが、この字句の削除をお願いします。

削除理由は、議案書を毎月総会前に前橋土木事務所に送付していますが、前橋土木事務所から、申請地は既存の駐車場とフェンスで仕切られているため、一体利用にはあたらない旨の連絡があったためです。よろしくをお願いします。

それでは、第21回渋川市農業委員会総会を開会いたします。

渋川市農業委員会総会会議規則第2条第3項の規定により、山本会長に議長を務めていただき、議事進行をお願いします。

以降、着座にて説明させていただきます。

議 長

皆さんおはようございます。

始まる前にご協力願います。会議に支障をきたすため、携帯電話等はマナーモード又は電源を切ってください。

それでは、令和5年度第21回渋川市農業委員会総会を開会いたします。皆さまのご協力により、スムーズに議事進行を進めたいと思います。

ただいまの出席委員は19人中17人で会議は成立しました。

なお、議席番号6番廣瀬淳委員、議席番号7番岸正二委員から欠席の届出がございました。

さっそくですが、議事に入ります。

まず、議事日程第1会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本会議の会期は、本日1日といたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日と決定いたします。

続きまして、議事日程第2、議事録署名委員の指名を議題とします。議事録署名委員に議席番号3番都丸正隆委員、議席番号4番齊藤由香委員を指名したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。よって、議事録署名委員は都丸正隆委員と齊藤由香委員に決定いたしました。

続きまして、議事日程第3、報告第1号、農地法第18条第6項の規定による通知についてを議題とします。

事務局の説明をお願いします。

事務局 はい、議長。事務局長。

議 長 はい、事務局長。

事務局 ただいまご上程いただきました、報告第1号をご説明いたします。
報告書の1ページをお願いします。

農地法第18条第6項の規定による通知について、次のとおり受理しましたので、ご報告いたします。

届出は、1ページから3ページの9件で、表頭の左から番号、受付年月日、住所、賃貸人、賃借人、土地の表示及び面積、賃貸借契約をした日、合意解約の合意が成立した日、賃貸借の合意による解約をした日、土地の引き渡しの時期は、記載のとおりであります。

以上で、報告第1号の説明を終わります。

議 長 事務局の報告が終わりました。
質疑等がございましたらお願いいたします。

(「質疑なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認め、質疑を終結します。

続きまして、議事日程第4、報告第2号、農地使用貸借合意解約通知についてを議題とします。

事務局の説明をお願いします。

事務局 はい、議長。事務局長。

議 長 はい、事務局長。

事務局 ただいまご上程いただきました、報告第2号をご説明いたします。
報告書の5ページをお願いします。農地使用貸借合意解約通知について、次のとおり受理しましたので、ご報告いたします。

届出は、記載の件で、表頭の左から番号、受付年月日、住所、貸付人、借受人、土地の表示及び面積、契約をした日、合意解約が成立した日、合意による解約をした日及び土地の引き渡しの時期は、記載のとおりであります。

以上で、報告第2号の説明を終わります。

議 長

事務局の報告が終わりました。
質疑等がございましたらお願いいたします。

(「質疑なし」の声あり)

議 長

質疑なしと認め、質疑を終結します。
続きまして、議事日程第5、報告第3号、農地法第3条の3第1項の規定による届出についてを議題とします。
事務局の説明をお願いします。

事務局

はい、議長。事務局長。

議 長

はい、事務局長。

事務局

ただいまご上程いただきました、報告第3号をご説明いたします。
報告書の7ページをお願いします。
農地法第3条の3第1項の規定による届出について、次のとおり受理しましたので、ご報告いたします。
届出は、7ページから9ページに記載の9件で、表頭の左から番号、受付年月日、住所、届出者、土地の表示及び面積、権利を取得した日、権利を取得した事由は相続、取得した権利の種類は所有権であります。
以上で、報告第3号の説明を終わります。

議 長

事務局の報告が終わりました。
質疑等がございましたらお願いいたします。

(「質疑なし」の声あり)

議 長

質疑なしと認め、質疑を終結します。
続きまして、議事日程第6、報告第4号、制限除外の農地等移動通知についてを議題とします。
事務局の説明をお願いします。

事務局

はい、議長。事務局長。

議 長

はい、事務局長。

事務局

ただいまご上程いただきました、報告第4号をご説明いたします。
報告書の11ページをお願いします。

制限除外の農地等移動通知について、次のとおり受理しましたので、
ご報告いたします。

届出は、記載の件で、表頭の左から番号、受付年月日、届出者、土地所有者、土地の表示及び面積、農地転用時期、転用目的は、記載のとおりです。

以上で、報告第4号の説明を終わります。

議 長

事務局の報告が終わりました。
質疑等がございましたらお願いいたします。

(「質疑なし」の声あり)

議 長

質疑なしと認め、質疑を終結します。

続きまして、議事日程第7、報告第5号、農地転用申請に伴う現地調査についてを議題とします。

それでは、渋川、伊香保地区を斉藤美保第2班長、子持、赤城、北橘地区を石田玉枝第2班長より報告をお願いします。最初に斉藤第2班長、お願いします。

13 番

着座にて説明させていただきます。

令和5年9月27日に実施しました、第2班渋川、伊香保地区の現地調査報告をいたします。参加者は、眞下委員、岸委員、山本委員と私、斉藤。事務局は、吉田係長、吉田主事の計6名で実施しました。

渋川、伊香保地区の今回の許可申請は、第4条による申請が1件、第5条による申請合計10件でありました。

それでは、議案書に沿って報告いたします。

なお、別冊の案内図の番号は議案書の申請番号と同じですので、一緒にご覧下さい。

はじめに4条申請であります。

3ページをご覧ください。

申請番号4の1番の現地は、東は一体利用する宅地、西と南は道路、北は畑となっています。申請地は問題ないと思われます。

次に5条申請であります。

7ページをご覧ください。

申請番号5の1番の現地は、東と北は道路、西と南は畑となっていま

す。申請地は問題ないと思われます。

申請番号5の2番の現地は、東と北は道路、西は田、南は水路となっています。申請地は問題ないと思われます。

申請番号5の3番の現地は、東と西は宅地、南は道路、北は水路となっています。申請地は問題ないと思われます。

8ページをご覧ください。

申請番号5の4番の現地は、東と北は道路、西は田、南は宅地となっています。申請地は問題ないと思われます。

申請番号5の5番の現地は、東は宅地と道路、西は田と畑、南は畑と宅地、北は宅地と道路となっています。申請地は問題ないと思われます。

9ページをご覧ください。

申請番号5の6番の現地は、東と北は道路、西は宅地、南は道路と宅地となっています。申請地は問題ないと思われます。

10ページをご覧ください。

申請番号5の7番の現地は、東と南は宅地、西は一体利用する宅地、北は道路となっています。申請地は問題ないと思われます。

申請番号5の8番の現地は、東は一体利用する宅地と雑種地、西と南は道路、北は雑種地となっています。申請地は問題ないと思われます。

申請番号5の9番の現地は、東は道路、西は一体利用する転用許可済み地と宅地、南と北は畑となっています。申請地は問題ないと思われます。

なお、農地区分につきましては、現地調査出発前に事務局提示の資料により説明を受け、現地において調査委員全員で確認した結果、議案書に記載のとおりと思われます。

以上で第2班渋川、伊香保地区の現地調査報告を終わります。

議 長

ありがとうございました。

続きまして、石田玉枝委員、お願いできますか。

18 番

着座にて説明させていただきます。

令和5年9月27日に実施しました、第2班子持、赤城、北橘地区の現地調査報告をいたします。参加者は、都丸委員、鳥山委員、石田恵治委員、青木洋一委員と私、石田。事務局は、池田係長、都丸会計年度任用職員の計7名で実施しました。

今回の子持、赤城、北橘地区の許可申請は、第4条による申請が1件、第5条による許可後の計画変更申請が1件、第5条による申請が6件、合計8件でありました。

それでは、議案書に沿って報告いたします。

なお、別冊の案内図の番号は議案書の申請番号と同じですので、一

緒にご覧下さい。

はじめに4条申請であります。

3ページをご覧ください。

申請番号4の2番の現地は、東は雑種地、西と南と北は畑となっております。申請地は問題ないと思われま

す。次に5条の計画変更申請であります。

5ページをご覧ください。

申請番号1番の現地は、東と西と南は宅地、北は畑となっております。申請地は問題ないと思われま

す。次に5条申請であります。

11ページをご覧ください。

申請番号5の10番の現地は、東は雑種地、西と南は畑、北は一体利用する宅地と墓地となっております。申請地は問題ないと思われま

す。申請番号5の11番の現地は、東は田と一体利用する原野、西は田と道路と水路、南と北は道路となっております。申請地は一時転用ということですが、現地調査の日にはすでに重機が1台置かれていました。

12ページをご覧ください。

申請番号5の12番の現地は、東と西と北は畑、南は道路となっております。申請地は問題ないと思われま

す。申請番号5の13番の現地は、5条の計画変更申請番号1番の現地と同じですので、省略させていただきます。申請地は問題ないと思われま

す。申請番号5の14番の現地は、東は畑、西は宅地、南は道路、北は一体利用する宅地となっております。申請地は問題ないと思われま

す。申請番号5の15番の現地は、東と北は宅地、西と南は畑となっております。申請地は問題ないと思われま

す。なお、農地区分につきましては、現地調査出発前に事務局提示の資料により説明を受け、現地において調査委員全員で確認した結果、議案書に記載のとおりと思われま

す。以上で第2班子持、赤城、北橘地区の現地調査報告を終わります。

議 長

ありがとうございました。

現地調査の報告が終わりました。ただいまの報告につきまして、質疑等がありましたらお願いいたします。

14 番

はい、議長。14番角田。

議 長

はい、14番角田委員。

14 番

農地改良が申請されていますよね。現地調査で問題なしということ

だったと報告がありました。議案書3ページの4の2番の農地改良ですね。12月から来年11月までで、問題なしということなんですけども、農地改良の具体的なことがわかってないとなので教えてください。

事務局 はい、議長。農地調整係長。

議長 はい、農地調整係長。

事務局 農地改良について具体的に、ということですが、具体的というのはどんなお話をさせていただければよろしいでしょうか。

14 番 例えば、以前あったようにその農地の土を掘り起こして、別の土地から持ってきた土を埋めるというようなことがあったと思います。

本当に純粹に農地改良を1年かけてやるのか。農地改良をどういう方向でやるのか、具体的にわかってたら教えていただきたいと。

事務局 はい、議長。農地調整係長。

議長 はい。農地調整係長。

事務局 この農地改良につきましては、すぐ隣の会社の社長さんが持っている土地を農地改良するということです。会社のすぐ西側にある農地を、会社がある高さまで上げるという内容です。

残土につきましては、県の公共工事で出た残土をここに持ち込むということです。

以前、農政部会のほうでご承認いただいた農地改良のケースについては、残土証明や自治会の了承といった書面を提出することになりました。その旨をお願いをして地元の自治会長が了承しております。

残土証明につきましては県の事業ということで、いまのところこの砂を持ってくるっていうのは出せないというお話でございました。

ただし、県の証明を提出した後に残土を入れていくという話をいただいております。

14 番 ありがとうございました。

議長 もう一点、私のほうから提案させていただきたいと思います。申請番号5の11番ですね。先ほど報告がありました、砂利採取用地として利用したいということですが、現地調査報告のとおり重機がおりてあるということで、本日すでに顛末書は提出されているんですが、運営委員にお任せされている私と高橋会長職務代理者、飯塚農政部会長で

本日現地を再度確認して判断をしたいと思いますがよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 では、運営委員に一任ということでひとつよろしくをお願いします。
ほかにありますか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。
以上で現地調査報告を終わります。
続きまして、議事日程第8、協議第1号、地籍調査における農地に関する地目認定についてを議題とし意見の決定を求めます。事務局より説明をお願いします。

事務局 はい、議長。農地調整係長。

議 長 はい、農地調整係長。

事務局 ただいまご上程いただきました、地籍調査における農地に関する地目認定について、ご説明いたします。
協議書の1ページをお願いいたします。
協議第1号、地籍調査における農地に関する地目認定について、次のとおり協議があったので、意見の決定を総会にお願いするものです。
なお、詳細につきましては土木管理課の担当職員より説明させますので、よろしくご審議の程お願いいたします。

議 長 それでは、土木管理課の担当者から説明をしていただきます。

土 木 管 理 課 土木管理課国土調査係の林です。
はじめに、地籍調査事業の概要について、説明させていただきます。
地籍調査とは、国土調査法で定められた国土の開発及び保全並びにその利用の高度化を資するとともに、あわせて地籍の明確化を図るため、国土の実態を科学的且つ総合的に調査することを目的とした調査であり、毎筆の土地について、その所有者、地番及び地目の調査並びに境界及び地積に関する調査を行い、その結果を基に地図及び簿冊を作成することになります。
渋川市では令和4年度から2箇年にわたり、渋川市赤城町津久田地内の一部を津久田Ⅴ地区として現地調査及び測量を実施しております。

津久田Ⅴ地区は、調査面積0.11平方キロメートルを調査いたしました。それでは、お手持ちの協議書の説明に移ります。

協議書2ページをお願いいたします。

2ページから7ページまでは、津久田Ⅴ地区の現地調査の結果において、農地に関する登記地目と現況地目に相違のある土地をまとめた表になります。表頭の左から土地の所在、所有者住所、所有者氏名、調査前地目、調査後地目になります。

簡単ですが私からの説明は、以上となります。

議 長

説明が終わりました。これより審議を行います。
質疑のある方はお願いします。

(「質疑なし」の声あり)

議 長

質疑なしと認め、審議を打ち切ります。
お諮りします。

協議第1号、地籍調査における農地に関する地目認定については、主管課において地目変更登記の手続きを行うことでご異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

異議なしと認め、議案のとおり決定することに決しました。
続きまして、議事日程第9、協議第2号、渋川農業振興地域整備計画における農用地利用計画の変更についてを議題とし、意見の決定を求めます。事務局より説明をお願いします。

事務局

はい、議長。農地調整係長。

議 長

はい、農地調整係長。

事務局

ただいまご上程いただきました、渋川農業振興地域整備計画における農用地利用計画の変更について、ご説明いたします。

協議書の9ページをお願いします。

協議第2号、渋川農業振興地域整備計画における農用地利用計画の変更について、次のとおり協議があったので、意見の決定を総会にお願いするものです。

なお、詳細につきましては農政課の担当職員より説明させますので、よろしくご審議の程お願いいたします。

議 長

それでは、農政課の担当者から説明していただきます。

農政課

よろしく願いいたします。

渋川農業振興地域整備計画における農用地利用計画の変更についてご説明いたします。

協議書9ページからの農用地域変更申出一覧表をご覧ください。

これは、7月27日に渋川市農業振興地域整備促進協議会でご審議いただき、除外が認められたものです。

9から12ページをご覧ください。

最初に渋川地区（除外）になります。内訳は、田11筆6,567平方メートル、畑20筆8,934.42平方メートル、雑種地1筆32平方メートル、合計32筆15,533.42平方メートルとなります。

13から14ページをご覧ください。

渋川地区（編入）になります。内訳は、畑13筆5,877.80平方メートルとなります。

15ページをご覧ください。

渋川地区（非農地）になります。内訳は、畑10筆6,242平方メートルとなります。今回の変更により、渋川地区の農振農用地面積は、除外、編入との差し引きの結果、15.0ヘクタールの減で607.31ヘクタールになります。

伊香保地区は、今回変動がありませんでした。そのため、伊香保地区の農振農用地面積は、前回から変わらず37.04ヘクタールになります。

16ページをご覧ください

小野上地区（除外）になります。内訳は、畑1筆2.66平方メートルとなります。

今回の変更により、小野上地区の農振農用地面積は0.26ヘクタールの減で181.41ヘクタールになります。

17ページから18ページをご覧ください。

子持地区（除外）になります。内訳は、田3筆1,462.30平方メートル、畑8筆4,045平方メートル、合計11筆5,507.30平方メートルとなります。

19ページから20ページをご覧ください。

子持地区（編入）になります。内訳は、田5筆6,387平方メートル、畑12筆9,629平方メートル、合計17筆16,016平方メートルとなります。

21ページをご覧ください。

子持地区（非農地）になります。内訳は、畑4筆6,975平方メートルとなります。

今回の変更により、子持地区の農振農用地面積は、除外、編入との差し引きの結果3.34ヘクタールの増で738.77ヘクタールになります。

22ページから23ページをご覧ください。

赤城地区（除外）になります。内訳は、畑2筆5,909.74平方メートル、山林4筆7,079平方メートル、合計6筆12,988.74平方メートルとなります。

24ページをご覧ください。

赤城地区（非農地）になります。内訳は、田2筆1,186平方メートル、畑10筆4,876平方メートル、合計12筆6,062平方メートルとなります。

今回の変更により、赤城地区の農振農用地面積は、19.05ヘクタールの減で1,497.99ヘクタールになります。

25ページをご覧ください。

北橘地区（除外）になります。内訳は、畑2筆950平方メートルとなります。

26ページから27ページをご覧ください。

北橘地区（非農地）になります。内訳は、田5筆7,386平方メートル、畑8筆4,276平方メートル、合計13筆11,662平方メートルとなります。

今回の変更により、北橘地区の農振農用地面積は合計で、12.61ヘクタールの減で、819.83ヘクタールになります。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長

説明が終わりました。これより審議を行います。
質疑のある方はお願いします。

11 番

はい、議長。11番内山。

議 長

はい、11番内山委員。

11 番

22ページの4番、赤城町溝呂木の1筆について、ここは優良農地であり、赤城西麓土地改良事業の受益地でもあるため、除外からは除いていただきたいのですが、協議をお願いします。

14 番

はい、議長。14番角田。

議 長

はい、14番角田委員。

14 番

11番委員がおっしゃられたのは、農政課の審議会での結果についてのことだと思います。この案件は審議会で却下になったということで、審議会でも却下になったものをこの場でどうこうするというのはあり得ないと思います。農業委員会の総会で、農政課の審議会について話をするべきではないと思います。

議 長	22ページの4番について、14番委員からも話があったとおり、審議会の話をこの総会で出されても我々としてはどうすることもできないので、ご理解賜りたいと思います。
11 番	分かりました。
2 番	はい、議長。2番高橋。
議 長	はい、2番高橋委員。
2 番	農政課に聞きたいんだけど、結論としてどっちの判断になったんですか。ここに出てきたということは、オーケーということですか。その辺をはっきりとしていただきたいです。
議 長	我々にはこの案件は手の出しようがないので、農政課と審議会で調整していただきたい。
農政課	はい、議長。農政課。
議 長	はい、農政課。
農政課	審議会での話を整理させていただくと、この件については渋川地区、赤城地区のように地区ごとに分かれて審議したときには結論はつきませんでした。一度皆さんで集まったときに再度協議していただきたい案件になりますが、ひとまずその場では、農振協議会としては却下としますが、農業委員として総会で意見を述べることはある、という結論になったと記憶しています。
議 長	では、農業委員会で結論を出すということですか。
農政課	農振協議会の場で、農振の5要件について審議した結果、協議会の場では5要件を満たすものとして協議会を終えたのですが、農業委員会総会の場で、農業委員の皆様のご意見をいただいて、それを含めた上で県との協議を進める形になります。県との協議内容としては、5要件としてはオーケーで、農業委員会からは優良農地なので外してください、という意見が上がってきているという協議になってくるのかなと思います。
議 長	では、農業委員会でこれを協議していくということですか。

農政課	農振除外案件については、農業委員会に意見を求めさせていただいてるかと思うんですが、その中に、22ページ4番の案件については優良農地であるため転用について疑義がある、というような回答をいただくと、関係機関からの意見として追記し、県との協議を行い結論を出していく形になります。ですので、4番の案件については、農業委員会としての意見をいただければと思っています。
2 番	はい、議長。2番高橋。
議 長	はい、2番高橋委員。
2 番	農業委員会の意見として、4番については優良農地として残すべきという回答をするのがいいのではないかと思います。その結果、県との協議がどうなるかは別のことですので。地元の農業委員である11番委員の意見も汲んで、優良農地を守る立場の意見です。
議 長	ただいま、2番委員のお話にもあったとおり、11番委員の意見を採用し、意見書に意見を付するということによろしいですか。
17 番	はい、議長。17番青木。
議 長	はい、17番青木委員。
17 番	私も協議会に出席していたのですが、その場で議題になったこととして、4番の案件は面積が6反あります。また、傾斜もかなりあって、雨水がどこにいくのか、といった話になった記憶があります。そのあたりも意見として加えていただきたいのですが、いかがですか。
事務局	はい、議長。農地調整係長。
議 長	はい、農地調整係長。
事務局	農業委員会の意見に、審議会で出た意見を付け加えるのは難しいのかなと思います。事務局として事務をさせていただく中で、農業委員会総会で出た意見以外を意見として付け加えるのは、管轄が異なってくるので難しいという考えです。
議 長	再度意見を求めます。11番委員からの優良農地として残すべきという意見を採用し、事務局からの回答にその意見を付け加えるということによろしいですか。

(「異義なし」の声あり)

議 長 では、22ページ4番の案件については、事務局と文言を相談し、意見を付け加えて回答することとします。
 そのほか、質疑のある方はお願いします。

(「質疑なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認め、質疑を打ち切ります。
 お諮りします。
 協議第2号、渋川農業振興地域整備計画における農用地利用計画の変更については、22ページ4番の案件については意見をつけて回答し、そのほかの案件については認めることでご異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認め、議案のとおり決定することに決しました。
 続きまして、議事日程第10、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とし、処分の決定を求めます。
 申請番号3の1番から4番の4件を上程し、審議いたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 はい、議長。農地調整係長。

議 長 はい、農地調整係長。

事務局 ただいまご上程いただきました、農地法第3条の規定による許可申請につきまして、ご説明いたします。
 議案書の1ページから2ページ関連です。
 議案書の1ページをお願いいたします。
 議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、次のとおり農地法第3条の規定による許可申請がありましたので、処分の決定を総会にお願いするものです。
 申請番号3の1番から4番につきまして、権利関係、土地の所在及び面積等、並びに申請人の住所、氏名、経営状況等につきましては、議案書に記載のとおりです。
 申請番号3の1番及び2番は、農業経営規模拡大のための申請となります。
 申請番号3の3番は、農業参入のための申請となります。

2ページをお願いいたします。

申請番号3の4番は、農業経営規模拡大のための申請となります。

また、お手元に配布してあります農地法第3条調査書につきましては記載のとおりです。

以上で、農地法第3条の規定による許可申請の説明を終わります。
よろしくご審議の程お願いいたします。

議 長

事務局の説明が終わりました。

申請番号3の1番から4番の4件について審議します。

ただいまの事務局説明及びお手元の3条調査書内容について質疑のある方はお願いします。

(「質疑なし」の声あり)

議 長

質疑なしと認め、質疑を打ち切ります。

お諮りします。

議案第1号、申請番号3の1番から4番の4件については、許可することでご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

異議なしと認め、申請番号3の1番から4番の4件については、議案のとおり許可することに決しました。

続きまして、議事日程第11、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請についてを議題とし、処分の決定を求めます。

申請番号4の1番から2番の2件を上程し、審議いたします。

事務局の説明をお願いします。

事務局

はい、議長。農地調整係長。

議 長

はい、農地調整係長。

事務局

ただいまご上程いただきました、農地法第4条の規定による許可申請につきまして、ご説明いたします。

議案書3ページをお願いいたします。

議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請について、次のとおり農地法第4条の規定による許可申請がありましたので、処分の決定を総会にお願いするものです。

申請番号4の1番から2番につきまして、申請地の所在、面積等及び申請人の住所、氏名並びに転用目的、農地区分等については、議案書

に記載のとおりです。

申請番号4の1番は、都市計画法の用途地域内にあり、農地区分は議案書に記載のとおりです。

なお、申請地は既に農地以外の利用がなされており、申請人より始末書が出されています。

申請番号4の2番は、農用地区域内にありますが、一時転用申請であり不許可の例外に該当すると思われます。

以上で、農地法第4条の規定による許可申請の説明を終わります。よろしくご審議の程お願いいたします。

議 長

事務局の説明が終わりました。

申請番号4の1番から2番の2件について審議します。

質疑のある方はお願いします。

(「質疑なし」の声あり)

議 長

質疑なしと認め、質疑を打ち切ります。

お諮りします。

議案第2号、申請番号4の1番から2番の2件については、許可することでご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

異議なしと認め、申請番号4の1番から2番の2件については、議案のとおり許可することに決しました。

続きまして、議事日程第12、議案第3号、農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請についてを議題とし、処分の決定を求めます。

申請番号1番の1件を上程し、審議いたします。事務局の説明をお願いします。

事務局

はい、議長。農地調整係長。

議 長

はい、農地調整係長。

事務局

ただいまご上程いただきました、農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請につきまして、ご説明いたします。

議案書の5ページをお願いいたします。

議案第3号、農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について、次のとおり農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請がありましたので、処分の決定を総会にお願いするものです。

申請番号1番につきまして、申請人の住所、氏名等、土地の表示、転用目的等は議案書に記載のとおりです。

申請番号1番は、変更前申請人は、平成17年8月16日付け群馬県指令により物置用地として農地法第5条の規定による許可を受け、物置を建築した後、物置を改装し住宅として使用しているとのことであります。本来であれば物置を建築した時点で、登記地目を変更するところでありましたが、変更しないままの状態で現在に至っております。

このため、現状に合わせた登記地目に変更するためには、当初許可を受けた物置の建築の確認が必要であります。その確認ができないことから、改めて現状に合わせた一般住宅用地として許可を取り直すため、計画変更申請するものであります。

また、本案件は、第5条の申請が併せて提出されております。

以上で、農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請の説明を終わります。よろしくご審議の程お願いいたします。

議 長

事務局の説明が終わりました。

これより、申請番号1番の1件について審議します。

質疑のある方はお願いします。

(「質疑なし」の声あり)

議 長

質疑なしと認め、質疑を打ち切ります。

お諮りします。

議案第3号、申請番号1番の1件については、許可することでご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

異議なしと認め、議案のとおり許可することに決しました。

続きまして、議事日程第13、議案第4号、農地法第5条の規定による許可申請についてを議題とし、処分の決定を求めます。

申請番号5の1番から15番の15件を上程し、審議いたします。事務局の説明をお願いします。

事務局

はい、議長。農地調整係長。

議 長

はい、農地調整係長。

事務局

ただいまご上程いただきました、農地法第5条の規定による許可申請につきまして、ご説明いたします。

議案書の7ページから12ページ関連です。

議案書7ページをお願いいたします。

議案第4号、農地法第5条の規定による許可申請について、次のとおり農地法第5条の規定による許可申請がありましたので、処分の決定を総会にお願いするものです。

申請番号5の1番から15番につきまして、権利関係、申請地の所在、面積等及び申請人の住所、氏名並びに転用目的、農地区分等については、議案書に記載のとおりです。

申請番号5の1番は、上下水道施設が埋設されている道路に面し、かつ、500メートル以内に2つ以上の公共公益施設が存在していることから、農地区分は、議案書に記載のとおりと思われます。

申請番号5の2番は、都市計画法の用途地域内にあり、農地区分は議案書に記載のとおりです。

申請番号5の3番は、都市計画法の用途地域内にあり、農地区分は議案書に記載のとおりです。

8ページをお願いいたします。

申請番号5の4番は、農用地区域内にありますが、一時転用申請であり不許可の例外に該当すると思われます。

申請番号5の5番は、一つ目の申請地は、農業公共投資がある区域ですが、周辺には住宅が点在し、申請地も周辺集落に接続していることから、第1種農地の不許可の例外に該当すると思われます。二つ目の申請地は、農業公共投資がなく、周辺の一団の農地も10ヘクタール未満で、小集団の生産性の低い農地に該当すると思われます。

9ページをお願いいたします。

申請番号5の6番は、市街化が見込まれる、市街地に近接する区域内にあり、周辺の一団の農地も10ヘクタール未満の農地に該当すると思われます。

10ページをお願いいたします。

申請番号5の7番は、都市計画法の用途地域内にあり、農地区分は議案書に記載のとおりです。

申請番号5の8番は、農用地区域内にありますが、一時転用申請であり不許可の例外に該当すると思われます。

申請番号5の9番は、農業公共投資がなく、周辺の一団の農地も10ヘクタール未満で、小集団の生産性の低い農地に該当すると思われます。

11ページをお願いいたします。

申請番号5の10番は、農業公共投資がなく、周辺の一団の農地も10ヘクタール未満で、小集団の生産性の低い農地に該当すると思われます。

申請番号5の11番は、農用地区域内にありますが、一時転用申請であり不許可の例外に該当すると思われます。

12ページをお願いいたします。

申請番号5の12番は、農業公共投資がある区域ですが、周辺には住宅が点在し、申請地も周辺集落に接続していることから、第1種農地の不許可の例外に該当すると思われます。

申請番号5の13番は、農業公共投資がある区域ですが、周辺には住宅が点在し、申請地も周辺集落に接続していることから、第1種農地の不許可の例外に該当すると思われます。

申請番号5の14番は、農用地区域内にありますが、転用目的が農業用施設用地であることから、農用地区域内農地の不許可の例外に該当すると思われます。

申請番号5の15番は、農業公共投資がある区域ですが、周辺には住宅が点在し、申請地も周辺集落に接続していることから、第1種農地の不許可の例外に該当すると思われます。

以上で、農地法第5条の規定による、許可申請の説明を終わります。よろしくご審議の程お願いいたします。

議長

事務局の説明が終わりました。事務局の説明が終わりました。申請番号5の1番から15番の15件について審議します。質疑のある方はお願いいたします。

(「質疑なし」の声あり)

事務局

質疑なしと認め、質疑を打ち切ります。
お諮りします。

議案第4号、申請番号5の1番から15番の15件のうち、申請番号5の10番の1件については、申請書類に不備があることから保留とし、その他の申請番号5の1番から15番の14件については、許可することでご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしと認め、申請番号5の1番から15番の15件のうち、申請番号5の10番の1件については保留とし、その他の申請番号5の1番から15番の14件については、議案のとおり許可することに決しました。

続きまして、議事日程第14、議案第5号、農用地利用集積計画の決定についてを議題とし、議決を求めます。

事務局の説明をお願いします。

事務局

はい、議長。事務局長。

議 長

はい、事務局長。

事務局

ただいまご上程いただきました、議案第5号、農用地利用集積計画の決定について、農業委員会の議決をお願いするものでございます。内容について、ご説明いたします。

この農用地利用集積計画は、農業委員会の決定を経て定めることとなります。

今回の計画決定に伴う対象農地については、渋川、子持、赤城、北橘地区における農用地利用集積計画であります。

なお、この計画概要の公告は令和5年11月1日を予定しております。

計画概要につきましては、13ページの表の右の合計の列に記載のとおり、利用権設定に係る利用権存続期間の合計は、渡人が101人、受人が56人、筆数が188筆、面積は266,51.74平方メートルです。

この個別の内訳は、14ページから22ページの令和5年11月1日公告利用権設定総括表に記載のとおりであります。

また、この計画につきましては、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定によりなお従前の例によるものとされた同条第1条の規定による改正前の農業経営基盤強化促進法第18条の規定の各要件を満たしているものと考えております。

以上で、議案第5号の説明を終わります。

ご審議の上、ご議決くださりますようお願いいたします。

議 長

事務局の説明が終わりました。農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限により、審議を分けて対応させていただきます。

まずはじめに、利用権設定総括表番号106番から107番の件について審議します。

渋川市農業委員会総会会議規則第条第3項の規定により会長が議長を務めておりますが、先ほどの議事参与の制限により、議事に参与できません。このため、渋川市農業委員会規程により、会長職務代理者が、会長が欠けたとき、その職務を代理することになっておりますので、この審議については、高橋会長職務代理者を議長に指名いたします。

(関係委員退席)

議 長

この事案について議長を務めさせていただく、会長職務代理者の高橋です。よろしくお願いします。

それでは、番号106番から107番の2件について審議します。

質疑のある方はお願いします。

(「質疑なし」の声あり)

議 長

質疑なしと認め、質疑を打ち切ります。
お諮りします。
番号106番から107番の2件については、議案のとおり認めることで、
ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

異議なしと認め、番号106番から107番の2件については、承認する
ことに決しました。
それでは、退席している委員は席にお戻りください。議長を交代し
ます。ありがとうございました。

(関係委員着席)

議 長

議長を交代いたしました。
引き続き議事を進行させていただきます。
利用権設定総括表番号141番から142番の2件について審議しますの
で関係する委員は退席をお願いします。

(関係委員退席)

議 長

それでは、番号141番から142番の2件について審議します。
質疑のある方はお願いします。

(「質疑なし」の声あり)

議 長

質疑なしと認め、質疑を打ち切ります。
お諮りします。
番号141番から14番の2件については、議案のとおり認めることで、
ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

異議なしと認め、番号141番から142番の2件については、承認する
ことに決しました。
それでは、退席している委員は席にお戻りください。

(関係委員着席)

- 議長 続きまして、番号152番から157番の6件について審議します。
それでは、新規就農希望者の面談の報告を面談委員を代表して、都丸正隆委員にお願いします。
- 3番 はい、議長。3番都丸。
- 議長 はい、3番都丸委員。
- 3番 着座にて報告させていただきます。
過日実施しました新規就農希望者に対する面談の結果を報告いたします。
面談日時は、令和5年9月25日月曜日午後2時から、市役所第二庁舎205会議室で行いました。
渋川市農業委員会農地法第3条第2項第1号事務処理要領により、経営面積が2,000平方メートルに達する者については営農計画書の審査をすることとなっているため面談を実施しました。
面談出席者は、新規就農希望者、利用権設定面積は6筆で5,917平方メートルです。面談委員は吉田推進委員、藤井推進委員と私、都丸。事務局からは福田事務局長、吉田農地調整係長、池田農業振興係長、石田主任行政専門員が出席しました。
新規就農希望者は前橋市内に居住しています。今年より就農を目指し母親の実家である叔母の家がある、小室地内でナスの栽培を試験的に始めています。販売先は全量農協出荷とのことです。
通作時間は20分ほどで無理がない距離であると思われます。将来は渋川市に拠点を移す考えであるとのことです。
新規就農希望者は、小室地内にある母親と叔母の農地の利用権設定をし、露地野菜の生産を行います。また、将来的にはハウスでの野菜栽培も視野に入れており意欲的に農業に取り組んでいます。
審査基準に関係する内容を報告いたします。
新規就農希望者は農業に将来性を見だし農業を始めたもので、所有する機械、労働力など営農計画書は適切であることから利用権の設定は適当であると判断いたします。
以上で新規就農希望者面談結果の報告を終わります。
よろしくお願いいたします。
- 議長 ありがとうございます。
それでは、番号152番から157番の6件について審議します。
先ほどの報告を含め、質疑のある方はお願いします。

(「質疑なし」の声あり)

議 長

質疑なしと認め、質疑を打ち切ります。
お諮りします。
番号152番から157番の6件については、議案のとおり認めることで、
ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

異議なしと認め、番号152番から157番の6件については、承認する
ことに決しました。
続きまして、番号106番から107番、141番から142番及び152番から1
57番の10件を除く、番号1番から188番の178件について審議します。
質疑のある方はお願いします。

(「質疑なし」の声あり)

議 長

質疑なしと認め、質疑を打ち切ります。
お諮りします。
番号106番から107番、141番から142番及び152番から157番の10件を
除く、番号1番から188番の178件については、議案のとおり認めるこ
とで、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

異議なしと認め、番号106番から107番、141番から142番及び152番
から157番の10件を除く、番号1番から188番の178件については、承認
することに決しました。
以上をもちまして、第21回総会を閉会いたします。
ご協力ありがとうございました。

閉会　＜午前10時48分＞

